

# お子さまを**犯罪**から守るために

## 18歳までの方が使う携帯電話・スマートフォンについて



- 犯罪の連絡手段などに使われる
- SNSアプリのインストールを
- 制限することができます



令和7年4月 鳥取県青少年健全育成条例が改正されました

保護者の方は、次の事項について、青少年(18歳未満の子ども)の権利を尊重しつつ、

ペアレンタルコントロール(※)を適切に実施してください。

- ◆いわゆる闇バイトを募集する広告やオンラインカジノなどに誘引する有害情報の閲覧・視聴を防止すること
- ◆SNSアプリについて、保護者が同意したものに限り利用できるようにすること

(※) ペアレンタルコントロールとは・・・

利用できるアプリ、スマートフォンの利用時間を制限することで、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用すること等により有害サイトへのアクセスを制限することも含みます。

**アプリのインストール制限やフィルタリングの方法は、スマートフォン等の購入・契約店におたずねください**

**オンラインカジノは賭博罪にあたります**

バカラ、スロットなど、オンライン上で行う賭博は犯罪ですが、「合法」などと謳う広告にそそのかされ、オンラインカジノ等を利用し検挙される事案が発生しています。

**闇バイト等による犯罪への加担**

いわゆる闇バイト広告とは、犯罪実行者を募集する広告です。

SNSやインターネットの掲示板に掲載されている「ホワイト案件」や「即日即金」等をうたう求人情報に応募した結果、「テレグラム」や「シグナル」などの秘匿性の高いアプリを通じて、指示されるまま強盗や詐欺といった犯罪に加担してしまい、その実行者が逮捕される事案が全国で発生しています。

問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁子ども家庭部家庭支援課

電話 0857-26-7076 電子メール kateishien@pref.tottori.lg.jp

